

補助対象経費について

1. 基本的事項

項目	補助対象経費	
交通費	県内	<p>1日1人あたり上限3,000円の範囲で、実費とする。</p> <p><u>一般交通機関利用</u>： 公共交通機関利用料金往復分。</p> <p><u>自家用車使用</u>： 総距離数に20円の車賃を乗じた額。 有料道路を利用することが通常経路である場合に限り、有料道路通行料を対象とする。(上限額のほかに認める。)</p>
	県外	<p>一般交通機関利用を原則とするが、競技の特殊性等により自家用自動車の使用も認める。</p> <p><u>一般交通機関利用</u>： 公共交通機関利用料金往復分(仙台市を起点に移動する、都道府県の県庁所在地までのJR料金を上限とする)。ただし、学生、生徒については学割利用料金、小学生以下は小児料金とする。 現地交通費として1人1日1,000円を上限とする(一般交通機関利用を原則とするが、競技の特殊性及び会場地の立地条件等によりタクシー及びレンタカーの使用も認める)。</p> <p><u>自家用車使用</u>： 仙台市を起点に移動する、都道府県の県庁所在地までのJR営業距離数に、宮城県旅費条例に定める車賃をかけて算出。 車両数は、各車両の乗車人員の総数が、選手及び監督のうち自家用自動車利用者数と比較して、2倍を越えない範囲内の台数とする。 有料道路を利用することが通常経路である場合に限り、有料道路通行料を対象とする。 利用宿泊施設において、駐車料金を徴収する場合に限り、駐車料金を対象とする。</p>
宿泊費	<p>1泊2食(夕食・朝食)付きの宿泊費 上限10,000円 (宿泊施設から夕食又は朝食の提供を受けないときは、それぞれ1,500円、800円を上限とした実費とする。ただし、アルコール類及び菓子類は計上不可とする。)</p>	
競技用 消耗品費	<p>基本強化事業・ジュニア選手普及事業の競技用消耗品費を、以下の条件で認める。 (ライフル射撃競技・クレー射撃競技・バイアスロン競技には、1および3は適用しない。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事前に申請書を提出し、承認されたものに限り購入を認める。 2 単価が20,000円未満のもので、競技団体独自で使用するものに限る。 3 交付決定額の30%を上限とする。 4 個人に帰属するもの(シューズ・ユニフォーム等)は認めない。 	
使用料 賃借料	<p>会場使用料(使用料金の定めのある施設に限る)及び競技用具の借上げ等。 「会場使用謝礼」、「心付け」の類は補助対象とはならない。</p>	
受講料	<p>国体監督資格の取得のための受講料に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本体育協会公認指導員の新規取得に係る受講料を認める。 2 国体の監督資格として上級指導員以上の資格が必要な競技については、上級指導員の受講料を認める。 3 国体の監督資格としてコーチ以上の資格が必要な競技については、コーチの受講料を認める。 4 30,000円を上限とする。 	